

最高裁秘書第3017号

令和元年6月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月10日付け（同月13日受付，最高裁秘書第2576号）で申出の
ありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたの
で通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成12年8月28日付け最高裁判二第284号刑事局長，家庭局長通達「外
国人被告人の出国確認留保の通知に係る事務の取扱いについて」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

外国人被告人の出国確認留保の通知に係る事務の取扱いについて

平成12年8月28日刑二第284号高等裁判所
長官、地方、家庭裁判所長あて刑事局長、家庭局
長通達

出入国管理及び難民認定法第25条の2に規定する通知に係る事務については、下記のように取り扱われるようお取り計らいください。

なお、前記の事務の取扱いについては、法務省刑事局と協議済みであることを申し添えます。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追されている外国人について、次に掲げる場合に該当し、入国審査官による出国の確認を留保する必要があると認めたときは、別紙様式第1による書面を対応する検察庁の検察官に送付する。

- (1) 勾留の執行を停止した場合
- (2) 海外渡航を禁止する旨の条件を付して保釈を許可した場合

2 1の定めにより検察官に書面を送付した者について、次に掲げる場合に該当したときは、別紙様式第2による書面をその検察官に送付する。

- (1) 勾留を取り消した場合
- (2) 無罪の裁判の告知等により勾留状の効力が失われた場合
- (3) 勾留の執行停止の取消し、勾留の執行停止期間の満了、禁錮以上の刑に処する判決の宣告等により勾留の執行停止の効力が失われた場合
- (4) 海外渡航を禁止する旨の保釈条件を変更した場合
- (5) 保釈の取消し、禁錮以上の刑に処する判決の宣告等により保釈の効力が失われた場合

3 入国審査官により出国の確認が留保され、検察官から保釈の取消請求又は勾留の執行停止の取消請求があった場合には、速やかに裁判するよう配慮するものとする。

付記

1 実施

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和56年12月25日付け最高裁判二第260号刑事局長、家庭局長通達「外国人被告人の出国確認留保の通知に係る事務の取扱いについて」は、平成12年12月31日限り、廃止する。

(別紙様式第1)

平成 年 () 第 号

出国確認留保通知依頼書

検 察 庁

検 察 官 殿

被告人 に対する 被告事件
について、出入国管理及び難民認定法第25条の2第1項に規定する出国確認の留保に関する通知をされるよう依頼します。

回答は、別紙の回答書用紙に記入して、返送してください。

平成 年 月 日

裁 判 所

(裁判長) 裁判官

(別紙様式第2)

平成 年 () 第 号

出国確認留保通知取消依頼書

検 察 庁

検 察 官 殿

被告人 に対する 被告事件
について、平成 年 月 日付けの依頼に係る出入国管理及び難民認定法第
25条の2第1項に規定する通知を取り消されるよう依頼します。

回答は、別紙の回答書用紙に記入して、返送してください。

平成 年 月 日

裁 判 所

(裁判長) 裁判官

(別紙)

平成 年 () 第 号

出国確認留保通知取消依頼回答書

裁 判 所

(裁判長) 裁判官 殿

平成 年 月 日付けの依頼に基づき、被告人 に対して
被告事件について、平成 年 月 日
下記の通知先に対し通知の取消しをしたので、回答します。

記

平成 年 月 日

検 察 庁

検 察 官